

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施公告

佐野市「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトに係る企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和6年5月17日

佐野市長 金子 裕

1. 業務概要

- (1) 業務名 佐野市「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトに係る企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託
- (2) 業務内容 「佐野市「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクトに係る企業版ふるさと納税マッチング支援業務内容説明書」に掲げる業務
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

2. 提案限度額等

- (1) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が本市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。
 - ・ 寄附金額×委託料率（※1円未満の単位は切り捨てとする）
 - ・ 上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- (2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内(消費税及び地方消費税別)とする。

3. 提案書提出者に要求される資格要件

提案書提出者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当するものでないこと。
- (2) 令和5・6年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿のうち、「役務の提供」に登録されている者であること。
- (3) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 本業務と同種又は類似する業務の受託実績があること。また、地方創生応援税制に精通していること。

4. 提案内容の評価基準

- (1) 提案評価
業務の実績及び実施体制、業務の提案内容（ヒアリングは実施しない。）
- (2) 価格評価

見積金額（委託料率）

5. 手続き等

(1) 実施要領等の配布方法

応募者は、実施要領等を佐野市のホームページからダウンロードすること。

(アドレス <https://www.city.sano.lg.jp/>)

(2) 参加表明書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和6年5月27日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 5(4)に同じ。

ウ 提出方法 郵送のみとする。メール便は不可とする。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和6年6月17日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 5(4)に同じ。

ウ 提出方法 郵送のみとする。メール便は不可とする。

(4) 担当課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市総合政策部総合戦略推進室移住・定住係

TEL 0283-20-3012(直通)

FAX 0283-21-5120

e-mail: ijuteiju@city.sano.lg.jp

6. その他

(1) 本業務における契約保証金は免除する。

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は提案書は、無効とする。

(4) 提案に対する書類審査を実施する。

(5) 詳細は実施要領等による。